

## EPA ENERGY STAR® 第三者認証制度に関するFAQ

1. **Q: ENERGY STAR ディスプレイ基準バージョン 6.0 に関して、低電圧直流電源により給電される製品のスリープおよびオフモード消費電力は、どのように算出しなければならないのか。**  
A: 低電圧直流電源により給電される製品のスリープおよびオフモード消費電力の計算は、当該製品のオンモード消費電力算出方法に従わなければならない。  
$$P_{\text{SLEEP}} = P_L - P_S$$
$$P_{\text{OFF}} = P_L - P_S$$
上記の式において、  
 $P_{\text{SLEEP}}$  は、算出されたスリープモード消費電力であり、ワットで表される。  
 $P_{\text{OFF}}$  は、算出されたオフモード消費電力であり、ワットで表される。  
 $P_L$  は、被試験機器 (UUT) を負荷として有する低電圧直流電源の交流消費電力であり、ワットで表される。  
 $P_S$  は、低電圧直流電源の交流電源装置の限界損失であり、ワットで表される。
2. **Q: 耐用年限／完全適合試験に失格した照明器具モデルまたは従属部品について、認証機関 (CB) は、いつその旨を製造事業者へ通知し、認証の取り下げを行うべきか。**  
A: 小形蛍光灯ランプ、一体型 LED ランプおよび照明機器 (出荷されるランプに対する要件) に関する ENERGY STAR 照明器具基準は、最低限の光束維持または耐用年限試験要件の実施に基づいた初期 (条件付き) 適合を認めている。この規定は、完全適合のための耐用年限試験を実施し要件を満たすことを義務付けている。初期製品適合後のすべての場合において、当該製品が (製品梱包に示されているとおりの) 定格耐用年限を達成しなかったことを示す耐用年限試験の結果を受け取ったとき、認証機関 (CB) は、[ENERGY STAR® 基準に対する製品認証の標準実施要領 \(Standard Operating Procedure for Certification of Products to ENERGY STAR Specification\)](#) に従い、[失格報告書 \(failure report form\)](#) を [enforcement@energystar.gov](mailto:enforcement@energystar.gov) 宛に届出することにより、本情報を耐用年限製品試験の失格として 2 営業日以内に報告することが義務付けられる。CB は、当該製造事業者对本件を通知してよいが、**早急に当該製品の認証を取り下げなければならない**。
3. **Q: ENERGY STAR 検証試験要件は、もはや ENERGY STAR 適合として認証されていないモデルにも適用されるのか。**  
A: 検証試験用の製品選択時点において ENERGY STAR 適合として認証されているモデルは、EPA の検証試験要件の対象であり、[指令 2011-06 \(Directive 2011-06\)](#) 「ENERGY STAR 検証試験の補足指針: 製品選択、製品入手および結果報告」に従い EPA に報告される。EPA が試験開始後に ENERGY STAR 適合を失格にしたモデルに対する検証試験は中止される可能性があるが、適合製品一覧から削除された製品については試験の継続が求められる。検証試験において失格したモデルはすべて、認証状況に関係無く、EPA の [失格の手続](#) の対象になることに留意すること。
4. **Q: 非照明製品に関する ENERGY STAR 検証試験の目的において、不良品の判断は誰が行うのか。**  
A: EPA は、不良品の申し立てを検査し決定を下すことに責任を有する。検証試験を実施しているときに、機器が正常に動作しない、あるいは製造事業者による設計および操作説明書に準じて動作しないことを試験所が発見した場合、本件は、解決のため認証機関 (CB) および EPA ([enforcement@energystar.gov](mailto:enforcement@energystar.gov)) に報告されなければならない。その後 EPA は、試験要件に関する追加指示を与える。多くの場合において、EPA は、調達後の機器に対する修理または変更を認めない。
5. **Q: ENERGY STAR の試験報告書に誤字が含まれている場合にはどのような結果になるのか。**  
A: 認証機関 (CB) は、[これに関連する FAQ](#) に説明されているような試験の失敗が発生していない場合に、試験所の報告書における誤字の修正を認める可能性がある。すべての場合において、誤字は明確に注記されファイルに保管されなければならない。
6. **Q: 認証機関 (CB) は、他の CB が実施した監理または監査に基づいて、当該試験所を自身の立会または監理付き製造事業者の試験所 (W/SMTL) プログラムに登録することができるか。**  
A: いいえ。認証機関 (CB) は、他の CB が実施した監理または監査に基づいて、当該試験所を自身の立会または監理付き製造事業者の試験所 (W/SMTL) プログラムに登録することはできない可能性がある。CB は、登録を求める試験所に対して独自の評価を実施しなければならない。自身の W/SMTL

プログラムの要件を試験所が満たしていると CB が判断した場合のみ、CB は、その試験所を自身の W/SMTL プログラムに登録することができる。

7. **Q: 認証機関(CB)は、他の CB の立会または監理付き製造事業者の試験所(W/SMTL)プログラムに参加している試験所から試験データを受け入れることができるか。**  
A: いいえ。認証機関 (CB) は、自身の立会または監理付き製造事業者の試験所 (W/SMTL) プログラムに参加する試験所からのみデータを受け入れることができる。
8. **Q: 適合失格となった製品とそのモデル番号はどうなるのか。**  
A: EPAの[失格の手続](#)に従い、EPAが適合を失格にしたモデルは、ブランド名およびモデル番号が[EPAの失格モデル一覧](#)に掲載される。消費者の混乱を回避するために、失格したモデルに責任を有するパートナーは、製品群 (ファミリー) 分類または製品の再設計に関係無く、当該製品の失格モデル番号を今後のあらゆる適合に関して再使用あるいは参照してならない。
9. **Q: 機器 4 台による複数サンプル方法を用いる検証試験のための機器の調達には、どのような回数制限が適用されるのか。**  
A: 照明器具以外の製品に対する検証試験については、[指令 2011-04](#) (Directive 2011-04) に従い、試験用に選択されたモデルの機器 4 台すべてが一度に調達されなければならない。製造事業者の倉庫から選択される照明器具以外の製品の場合、最初の抜き取り調査の終了後 5 営業日以内に検証試験所における試験用に機器の入手が可能であるという条件のもと、抜き取り調査における不合格を補完するために特定される機器については、倉庫あるいは他の保管施設において不正開封防止装置と共に梱包されるときに調達することを考慮してもよい。
10. **Q: 認証機関(CB)は、いつ製造事業者に対して検証または申し立てによる試験の不合格を通知するのか。**  
A: CBは、試験の不合格をEPAに報告した時あるいはその後、製造事業者に通知することができる。CBは、試験不合格の決定から 2 営業日以内にEPAにその旨を報告することが義務付けられている。(試験不合格の決定に関する[指令 2011-04](#) (Directive 2011-04)、[指令 2011-06](#) (Directive 2011-06)、および指令 2012-01 (Directive 2012-01) を参照。)
11. **Q: 無応答あるいは非協力的な ENERGY STAR 製造事業者パートナーのために、標準期限内に検証試験を実施できない認証機関(CB)にはどのような責任があるか。**  
A: 認証機関 (CB) は、無応答あるいは非協力的な製造事業者パートナーに起因する検証試験のいかなる遅延も、直ぐにEPA ([certification@energystar.gov](mailto:certification@energystar.gov)) に報告することが義務付けられている。EPA は、当該製造事業者パートナーに直接働きかけると共に、当該CBに追加指針を提供する。
12. **Q: 試験所が EPA 承認を受ける前に作成した試験報告書は、ENERGY STAR 認証用として認められるのか。**  
A: 試験所がEPA承認を受ける前に実施した試験について、認証機関 (CB) は、当該試験所がいつ認定を取得したか、また以前に実施した試験が無効になるような変更を当該試験所が求められていたかなどの要素に基づいて、データの受け入れが可能であるかを判断する。CBは、当該試験所が、[ENERGY STAR 基準に対する製品認証の標準実施要領](#) (Standard Operating Procedure for Certification of Products to ENERGY STAR Specifications) に説明されている、該当する試験所試験報告要件をすべて満たしていることを確保すること。
13. **Q: 要するに、自社製品を EPA 承認試験所で試験し、その結果を認証機関(CB)に送ればよいのか。**  
A: いいえ。製造事業者は、製品機種や認証機関 (CB) のプログラムの特性に基づき、どの試験所が試験の実施に適しているのかを、EPA承認CBに確認しなければならない。EPA承認試験所に関連する問題または懸念に直面しているCBまたは製造事業者は、これらの問題を直接EPA ([Certification@energystar.gov](mailto:Certification@energystar.gov)) に報告すること。
14. **Q: 認証機関(CB)は、ISO Guide 65 により、ENERGY STAR 基準に特定されるすべての製品特質を認証するように義務付けられているか。**  
A: EPAは、ENERGY STARラベルを取得するために製品が認証されなければならない基準を特定することに関してのみ責任を有する。CBは、基準に含まれているすべての特質を認証するには義務付けられていない。一部の製品基準には、試験あるいはCBによる審査を必要としない特質が含まれている。このような場合、EPAは、どの特質が認証を必要とするもので、どの特質がそうでないのかについて、CBに対し明確な指示を与える。この指示は、基準書または他の製品特定の文書に記載

される。CBの評価を行う認定機関である米国規格協会（ANSI：the American National Standard Institute）は、EPAに対して、ISO Guide 65によりEPAが関連する製品基準を定義し、CBに指示を伝えることができるようになることを明確に示す文書を提供した。当該文書は[ここ](#)で見ることができる。

**15. Q: 金属製の屋根板にコーティング加工をした屋根製品については、誰が本来の製造事業者(OEM: Original Equipment Manufacturers)と見なされるのか。**

A: 屋根製品の場合、認証機関（CB）は、金属製屋根板がプライベートブランド化（ブランド名変更）製品だとしても、金属製屋根板のコーティング加工を行う製造事業者を、本来の製造事業者（OEM）として報告すること。

**16. Q: ENERGY STAR 性能基準は、報告のみを目的に規定されている場合において、検証試験の対象となるのか。**

A: いいえ。報告のみの基準については明確な性能基準値が無いため、検証試験には適用されない。ただし、すべての性能基準値は、別に規定されている場合を除き、第三者認証されなければならない。

**17. Q: 検証試験については、どの電圧で製品を試験すればよいか。**

A: 検証試験は米国において現在市販されている製品のみを対象にしているため、試験は米国の電圧で実施すること。最初の適合手続については、ENERGY STAR としての販売や促進を予定する各市場の適切な入力電圧/周波数において製品を試験すること。ただし、米国エネルギー省（DOE）の該当する試験方法または試験方法の免除において試験電圧が規定されている場合には、検証および米国の適合試験は、両方ともに DOE の試験方法または免除における要件に従い実施すること。

**18. Q: EPA は、ENERGY STAR 適合または検証試験の目的において製品を試験する試験所に対して、報告要件を設けているか。**

A: 米国環境保護庁（EPA）は、ENERGY STAR基準に対する製品認証のための標準実施要領（[Standard Operating Procedure for Certification of Products to ENERGY STAR Specifications](#)）に説明されているとおり、EPA承認試験所に対する一般試験報告要件を設けている。さらに、米国エネルギー省（DOE）は、DOE主導による試験用の試験報告様式（[test templates](#)）を策定している。EPA承認試験所は、ENERGY STAR適合試験にこの報告様式を使用する必要はないが、EPAに対して所要の項目をすべて報告する場合に限り、この報告様式を使用することが認められる。DOEと契約している第三者試験所が検証試験を実施する場合には、当該報告様式の使用が義務付けられる。

**19. Q: 下段に冷凍庫があり、扉に氷取り出し口がある冷凍冷蔵庫は、ENERGY STAR 適合の対象であるか。**

A: はい。この種の冷凍冷蔵庫は、ENERGY STAR家庭用冷蔵庫および冷凍庫基準バージョン 4.1（[ENERGY STAR Residential Refrigerators and Freezers V4.1 specification](#)）のもと、ENERGY STAR適合の対象である。このV4.1 基準は、連邦省エネルギー基準の目的のために米国エネルギー省（DOE）の連邦規則集（CFR：Code of Federal Regulations）により確立された 18 製品区分を引用している。これらの製品区分を確立する際、下段に冷蔵庫があり、扉に氷取り出し口のある冷凍冷蔵庫は市販されていなかったことから、この製品機種は当該基準に明記されていない。DOEの公聴・上訴事務所（Office of Hearings and Appeals）は、下段に冷凍庫があり、扉に氷取り出し口のある冷凍冷蔵庫製品（将来的なDOE製品分類は 5a<sup>†</sup>）の製造事業者にいくつかの特例を与え、最大消費電力量（kWh/year）の基準計算式を  $5.0 \cdot AV + 539.0$  に定めた。

ENERGY STAR 適合に関して、これら製品は消費電力量が連邦省エネルギー基準よりも 20%少ない必要があり、これはすべての冷凍冷蔵庫に対する V4.1 要件と整合している。

ENERGY STAR 適合に関して、認証機関（CB）は、当該機器が必要な免除を DOE から取得しており、機器の年間消費電力量が  $4.00 \cdot AV + 431.2$  以下であることを確保すること。

<sup>†</sup>DOEの将来的な製品分類である 5aは、修正された省エネルギー基準と共に発効となる。製造事業者は、2014年9月15日よりこれら要件に準拠しなければならない。

**20. Q: ある ENERGY STAR 製品区分の検証試験に関する文書を所有しているが、日付が 2009 年以前のものである。この文書は、現行の第三者認証制度における検証試験に適用することができるか？**

A: いいえ。以前実施されていた検証試験は、2011年1月1日に発効した現行の検証試験制度とは異なる。

るものであるため、日付が2002～2009年の検証試験に関する文書は現在適用することはできない。現行の第三者認証制度における検証試験に関する情報は、[www.energystar.gov/3rdpartycert](http://www.energystar.gov/3rdpartycert)で見ることができる。

**21. Q: 認証機関(CB)は、試験報告書の審査に、どのくらいの期間を要するのか。**

A: 審査期間は製品区分や認証機関(CB)によって異なると、EPAは考えている。パートナーの製品導入周期への潜在的な影響をEPAが予測できるようにするために、CBには、EPA承認申請要件の一部として、審査過程の詳細な説明をEPAに提供することが義務づけられている。EPAは、製品開発周期や市場投入時期に関するパートナーの懸念に適切に対応する期間内に、確実に認証が行われるように、CBと協力して取り組んでいる。

**22. Q: 試験所認定機関(AB)、試験所、あるいは認証機関(CB)に対するEPA承認は、どのような効力があるのか。**

A: 承認を得るために各団体が満たさなければならない要件は、[www.energystar.gov/testingandverification](http://www.energystar.gov/testingandverification)から入手可能である。

**23. Q: EPA承認認定機関(AB)、試験所、またはCBの一覧は、どこで見ることができるか。**

A: [EPA承認認定機関\(AB\)](#)  
[EPA承認認証機関\(CB\)と試験所\(照明器具以外の製品区分\)](#)  
[EPA承認認証機関\(CB\)と試験所\(照明器具製品区分\)](#)  
EPAは引き続き承認申請を処理し、継続的にこれら一覧を更新する。

**24. Q: 2011年1月1日より前に適合にした製品を引き続き適合にしておくためには、新要件の発効後に再度試験しなければならないのか。**

A: **2011年および2012年早期に基準が改定される製品:**

改定基準が発効するまでの間、パートナーは、2011年1月1日より前に適合にしたモデルのENERGY STAR適合を維持するための対応をとる必要はない。**改定基準の発効時において、EPAは、ENERGY STAR適合製品(QP: Qualified Product)一覧から、以前に適合にしたモデルをすべて削除する。**パートナーは、以前に適合にしたモデルを含めたすべての製品が、確実にEPA承認認証機関(CB)により第三者認証を受けているようにしなければならない。これらの認証結果は、新たなQP一覧の情報元となる。

**2012年早期以前に基準改定が予定されていない製品:**

一部の製品区分に関し、EPAは、近い将来に基準の改定を予定していない。**これら製品区分についてEPAは、検証試験の対象にするため、製造事業者が2011年3月31日までにEPA承認CBを介して製品を登録することを求める予定である。**該当する製品区分は以下のとおり。

- 業務用蒸し器
- 業務用冷蔵庫および冷凍庫
- 業務用鉄板焼き調理器/グリドル(ガス)
- 集中管理型エアコン&空気熱源型ヒートポンプ
- 地熱型ヒートポンプ(水-水)
- 小型業務用空調機器/HVAC
- 屋根製品
- 居室用空気清浄機

これら製品の適合を維持するため、パートナーは以下の情報をCBに提出する必要がある(ただし、以下の情報に限定されない)。

- ENERGY STAR適合の維持(その結果、検証試験の対象となる)を希望する、2011年1月1日より前にEPAに対して適合を目的に届出されたモデルの一覧。(なお、米国または[参加国/地域の市場](#)において現在販売されている製品のみが、適合維持の対象となることに留意すること。)
- パートナーのCBが要求するあらゆる追加情報(この追加情報は、最初の製品適合書類一式の届出時に提出した情報と似ているかもしれないが、必ずしもこれら情報に限定されるものではない。)

パートナーは、この情報を2011年3月31日までにCBに提供しなければならない。**この日付までに登録されなかったモデルは、4月15日の情報更新時にENERGY STAR適合製品一覧から削除され、これ**

ら製品に対するラベルの継続使用はロゴ違反と見なされる。

**25. Q: 製品を試験して認証を得るにはどのくらいの時間を要するのか。**

A: 実際の試験時間は使用する試験方法によって決まる。多くの製品については早ければ1日で完了するが、照明製品に対する性能試験や屋根製品に対する日射維持試験のような寿命試験を伴う製品の場合には、試験は数ヶ月から3年を要する可能性がある。

製品認証については、認証機関による審査時間によって決まる。認証機関 (CB) が製造事業者から必要な情報をすべて入手している場合には早ければ2~3日で完了することもあるが、通常は約2週間を要する。

詳細については、適切な[EPA承認試験所またはCB](#)に問い合わせること。

**26. Q: 製造事業者パートナーとして、自社の適合製品はいつ ENERGY STAR ウェブサイトに掲載されるのか。**

A: 新たに適合となった製品は、該当する適合製品一覧 (QPL: Qualified Product List) が更新される際に ENERGY STAR ウェブサイトに掲載される。QPLは現在、各月の月初および月中に更新されている。もし貴社の製品が月末に認証され EPA に届出される場合には、翌月初めに掲載されることになる。なお、製品は市販される日までウェブに掲載されないことに留意すること。

**27. Q: 試験所は、照明器具 (Luminaires) 基準バージョン 1.1 のもとで製品を試験するための EPA 承認を受けることに加えて、照明器具の従属部品を試験するための承認を得ることは可能であるか。可能な場合において、試験所は同じ申請書を使用してよいか、あるいは別の申請書が必要となるのか。**

A: EPA承認認定機関により ISO 17025 に対して認定されている試験所は、適切な試験方法が認定範囲に含まれている場合において、照明器具 (Luminaires) 基準の対象である製品および関連する従属部品を試験するための EPA承認の取得に、同じ申請書を使用して申請することができる。ENERGY STAR プログラムのもとで照明製品を試験するための EPA承認取得要件に関する追加協議は、[照明区分における試験所承認取得のための指針 \(Guide to Laboratory Recognition by Lighting Category\)](#) において見ることができる。

**28. Q: 義務付けられている最低エネルギー効率要件を既に上回っている場合において、当該製品は、基準改定の際に再度試験され認証されなければならないのか。**

A: 基準が改定される際、製造事業者は、既存モデルについて新基準に対する認証を取得することが必要になるが、認証機関 (CB) は、試験要件が変更されておらず試験データが EPA承認試験所において得られている場合には、既存試験データを受け入れることができる。再試験と認証に関連する費用や管理負担を回避するため、EPAは製造事業者に対して、可能な限り最新バージョンの基準に対して製品の認証を取得し、追加試験が必要かどうかについて CB と協力して判断することを奨励する。EPA承認 CB の全一覧は、[こちら](#)で見ることができる。

**29. Q: 製品が認証された後でも、ラベルを貼付する前に EPA による審査が必要であるか。**

A: 必要ない。EPA は、EPA 承認認証機関 (CB) による認証を含めた、すべての ENERGY STAR 要件を満たす製品に対する ENERGY STAR マークの使用をパートナーに認めている。

**30. Q: 検証試験において、製品の不合格とはどのようなことであるか。**

A: ENERGY STAR 製品は、ENERGY STAR 基準に説明される ENERGY STAR 要件を超える場合に、検証試験において不合格と見なされる。DOE の最低効率要件に関する質問については、DOE に問い合わせること。

**31. Q: 居室用空気清浄機については、どのように検証試験用のサンプルを抽出すべきであるか。**

A: すべての居室用空気清浄機は1回の試験に基づき適合となっていると理解されており、そのため検証も1回の試験に基づいて行うべきである。現行の ENERGY STAR 基準およびすべての参照試験方法において説明されているように、機器1台について試験を行うこと。ただし、適合試験または検証試験に関して、製造事業者は、基準書に規定されているように、機器を1回試験するか、あるいは異なるフィルタを使用して3回試験し平均値をとるという選択肢を有する。

**32. Q: 検証試験に第一者試験所を使用してよいか。**

A: 製造工程から試験対象を入手する試験が唯一の実施可能な選択肢であるという、一部の希な事例においてのみ、検証試験を第一者試験所で実施することが許可される。検証試験用に選択された機器

が製造施設の製造工程から入手される場合、資格要件を満たした CB 職員が試験に立ち会うという条件のもと、検証試験を EPA に承認された第一者試験所で実施することができる。製造工程から試験対象を入手する試験方法は、極度に大型、高価、あるいは受注製造の製品に対する単なる選択肢であると、EPA は考えている。

33. Q: **製造事業者パートナーは、同一製品区分内の様々なモデルについて認証を得るために、複数の認証機関 (CB) を利用してよいか。**  
A: パートナーは製品区分ごとに 1 つの CB を利用すべきであるが、1 つの製品区分に複数の CB を利用することが認められる場合があるかもしれないと、EPA は認識している。例えば、既に原初 (オリジナル) 製品が CB により認証されている自主ブランド化製品をパートナーが保有している場合において、その自主ブランド化製品の当該パートナーが、自社名のもとでその製品の認証を得るときに、同じ CB を利用できないあるいは単に利用したくない可能性があることを、EPA は理解している。また、ある時間的制約の中で多くのモデルについて認証を得なければならない状況があるかもしれないが、1 つの CB のみを利用する場合には、これを達成できないと思われる。パートナーが同一製品区分について様々な CB を利用したいと思う理由については、他にいくつも例が考えられるために、EPA は、本要件にある程度の柔軟性を持たせることを認めている。しかし、できる限りパートナーが製品区分ごとに 1 つの CB を利用することが、引き続き最も推奨される。
34. Q: **ENERGY STAR の第三者認証要件は、いつ施行されたのか。**  
A: 2011 年 1 月 1 日。
35. Q: **認証機関がある製品に関して ENERGY STAR 要件を満たしていないと判断し認証を否定する場合、その製造事業者は別の認証機関に認証を求めることが許されるのか。**  
A: 認証機関は、認証を目的に届出された製品について ENERGY STAR 要件を満たしていないと判断した場合、当該製品の詳細と ENERGY STAR 要件を満たしていない理由を EPA に報告する。EPA は、このような製品すべての一覧とこれら製品が ENERGY STAR 認証に不適格である理由を保持し、認証機関がこの製品一覧を利用できるようにする。認証機関は、製品認証を行う前にこの製品一覧を参照しなければならない。
36. Q: **EPA の認証製品データ届出書は誰が記入するのか。**  
A: 認証機関のみが EPA にデータを届出するための書類に記入することができる。
37. Q: **製造事業者または自社ブランド化事業者 (private labeler) は、1 つの認証機関のみを利用しなければならないのか。**  
A: EPA は製造事業者または自社ブランド化事業者に対して、1 つの認証機関のみを利用するように義務付けていない。しかし EPA は、自社ブランド化製品の適合に必要な審査や事務の作業量を削減するために、元となる適合製品と同じ認証機関を利用することを自社ブランド化事業者に対して強く推奨する。製造事業者/自社ブランド化事業者が自社ブランド化製品の適合に別の認証機関を利用する場合、その製品は同年内に 2 つの異なる認証機関から検証試験の対象に選ばれる可能性がある。EPA にはこの情報を追跡する仕組みがないため、このような事象を特定するには元となる製品の製造事業者 (OEM) および自社ブランド化事業者に依存することになる。
38. Q: **EPA 承認を申請し認められた第一者認定試験所は、監理製造事業者試験所 (SMTL) として、EPA 承認認証機関に登録しなければならないのか。**  
A: いいえ。EPA 承認認定機関に認定された試験所資格の一つとして、申請に基づき EPA により正式に承認されている EPA 承認認定第一者試験所は、実施する試験を EPA 承認認証機関に監理または立会してもらう必要はない。ただし CB は、当該試験所が希望する場合において、SMTL として登録することができる。
39. Q: **当試験所は、ENERGY STAR 適合を目的とした外部電源装置を試験している。なぜこの製品区分は、EPA の試験所承認申請書に記載されていないのか。**  
A: ENERGY STAR の外部電源装置、デジタル-アナログ変換器、および (エネスタ適合の外部電源装置を有する) 最終使用製品プログラムは、2010 年末に廃止される予定である。
40. Q: **新たな第三者認証要件には、誰が出資するのか。**  
A: 新たな試験と検証の手続きは、パートナーの出資により行われる。パートナーは、試験所と CB に直接支払いをする。

41. **Q: 自社製品のうち、どのくらいの数の製品が継続的な検証試験の対象になるのか。また、検証試験はどのくらいの頻度で実施されるのか。**
- A: CB は、毎年、自己が認証した製品の少なくとも 10%を、検証試験用に選択する責任を負う。これら製品の少なくとも半数は、無作為に選出される。このように、任意の年に検証試験の対象となる個別パートナーの製品数は、様々である。また CB は、製品選択の時期を決める権限を有しており、そのため検証試験は、CB や製品区分によって、四半期毎、半年毎、または年一回の計画で実施される可能性がある。
42. **Q: EPA は、ENERGY STAR に関する製品の国際的な承認を継続するのか。**
- A: EPA は、現行の国際的な相互承認を支援する。ただし、米国に入ってくるすべての製品は、2011年1月1日に発効する EPA の第三者認証要件を満たさなければならない。
43. **Q: いつから自社製品を ENERGY STAR 適合として販売開始してよいのか。**
- A: パートナーは、製品が ENERGY STAR 基準を満たしているという書面による通知を CB から受け取り次第、当該製品の ENERGY STAR 適合としての販売を開始することができる。唯一の例外は、これから参加するパートナーが最初に適合にする製品である。この場合、EPA は、パートナー申請の処理を完了し、新規の ENERGY STAR パートナーに対して、製品を ENERGY STAR 適合として販売するためのラベルと ENERGY STAR ロゴガイドライン (ENERGY STAR Identity Guidelines) を提供する必要がある。
44. **Q: 認定試験所を使用しなければならないか。**
- A: はい。関連する試験方法について ISO/IEC 17025 の認定を受けている試験所において、ENERGY STAR に対し製品を試験することが義務づけられる。EPA は、第一者試験所が、[ENERGY STAR プログラムの認証機関の承認に関する条件と基準 \(Conditions and Criteria for Recognition of Certification Bodies for the ENERGY STAR Program\)](#) の付属資料 A に説明される ISO 17025 準拠の明示を含む、EPA 承認 CB の監理または立会製造事業者試験所 (SMTL/WMTL) プログラムに登録されている場合には、当該試験所で試験を実施できるという特例を設けている。
45. **Q: 第三者認証要件のもと、ENERGY STAR パートナーは、どのように製品を適合にするのか。**
- A: ENERGY STAR パートナーは、これまでは、希望の試験所で自社製品を試験し、適合に基づく審査を目的として、直接 EPA に製品データを提出することができた。2011年1月1日に発効した今回の新たな要件のもとでは、パートナーは、EPA に承認された希望の認証機関 (CB) によって、自社製品を認証してもらうことが義務づけられる。製品の認証後、CB は、当該製品が ENERGY STAR 要件を満たしていることをパートナーに通知し、ENERGY STAR ウェブサイト掲載のため適合製品のデータを EPA に提出する。[新規手続の詳細を説明する工程表 \(フロー図\)](#) を参照すること。
46. **Q: EPA は、承認の審査過程において、担当者を派遣し試験所を評価するのか。**
- A: EPA は、現地査察を実施しない予定である。その代わりに、貴団体が認定の取得を求める場合には、EPA 承認 AB の職員が現場を査察する。貴団体が EPA 承認 CB の監理または立会製造事業者試験所 (SMTL/WMTL) プログラムへの登録を求める場合は、当該 CB の職員が現場を査察する。
47. **Q: 検証試験に合格しなかった製品が、自社ブランド化あるいは製品群(ファミリー)を通じて別の製品と関連している場合はどうなるのか。例えば、適合 GU24 ランプが検証試験において不合格となった場合、そのランプを使用する適合照明器具にはどのような影響が及ぶのか。**
- A: EPA は、2 つの製品の製品適合および期待される性能が同じ主要構成要素に基づいている場合において、不合格製品に関連する製品を適合失格にする。このことにより、すべての ENERGY STAR 表示製品が期待される性能と省エネルギー性を消費者に提供していることを確保することができる。
48. **Q: ENERGY STAR 適合を目的に、製品に対する第三者認証を取得するためには、どのくらいの費用がかかるのか。**
- A: 承認認証機関 (CB) が自身の提供するサービスについて、どのようにまたはいくら料金を請求するのかについて、EPA は指図していない。CB によって料金が異なり、サービスの選択肢がさまざまであることから、ENERGY STAR 製造事業者パートナーは、複数の CB に相談することが推奨される。料金請求については、以下の 3 つの方法が一般的である。
- モデル毎の請求。
  - モデル毎の請求と年間管理費。
  - モデル毎の請求の無い、製品区分に対する年間費一式。
- 試験および認証にかかる費用は、製品区分により大きく異なることに留意すること。さらに、

一部の CB は、試験と認証を組み合わせたサービスも提供している。詳細な情報については、認証機関に直接問い合わせしてほしい。

EPA承認認証機関 (CB) の検索はこちらから。

**49. Q: 自社製品に対する試験の実施とENERGY STAR 適合としての認証取得の両方に、同じ団体を利用してよいか。**

A: はい。貴社製品を ENERGY STAR 適合にするためには、貴社は、該当する製品基準に準じた試験を実施するために EPA 承認試験所を利用し、当該製品が ENERGY STAR 適合であることを EPA 承認認証機関 (CB) に認証してもらわなければならない。貴社が製造する製品と同じ製品区分について、ある団体が試験所および CB として EPA 承認を受けている場合は、試験と認証の両方にこの団体を利用することができる。

**50. Q: 「自社ブランド化 (privately labeled)」製品についてはどのように適合にするのか。(自社製品がブランド名を除き他社製品と同一である場合、自社製品を ENERGY STAR 適合にするためには、自社が認証機関との手続を行わなければならないのか。)**

A: 以下の条件のいずれかに該当する場合は、「自社」が EPA 承認認証機関 (CB) を通じて製品の認証を受け登録しなければならない。

どちらの製品 (自社および他社の製品) も現在 ENERGY STAR 適合ではない。

他社の製品が現在適合であり、CB により認証されている。

「自社」の製品が以下のいずれかである。

- 屋根製品
- 小型業務用空調機器/HVAC
- 集中管理型エアコン&空気熱源型ヒートポンプ
- 業務用冷蔵庫および冷凍庫
- 居室用空気清浄機
- 地熱型ヒートポンプ (水-水)
- 業務用鉄板焼き調理器/グリドル (ガス)
- 業務用蒸し器

「自社」の製品は上記一覧に含まれていないが、2011 年中または 2012 年前半に発効する ENERGY STAR 基準の改定が行われた。

「自社」の製品が上記条件のいずれにも該当しない場合、EPA は、管理運営上の変更として、直接新規適合の手続を行う。適合製品情報入力票または OPS 届出ツールへの入力を行い、試験報告書、試験報告書カバーシート、および当該モデルが以前に適合となったモデルとブランド名を除き同一であることを主張する同一性証明書を添付すること。

**51. Q: ENERGY STAR 製造事業者パートナーは、2011 年 1 月 1 日以降、既に適合にしている製品群 (ファミリー) に対して、どのように新規モデルを追加すればよいか。**

A: 関連基準における製品群 (ファミリー) の定義に従う場合において、製造事業者は、追加試験を実施することなく、既に EPA によって適合にされた製品群 (ファミリー) にモデルを追加することができる。パートナーは、既存の適合製品群 (ファミリー) の追加モデルを審査用に届出するための現行手続き (すなわち、OPS または製品特定ウェブアドレスを介した届出方法) に従うこと。

2011 年 1 月 1 日までの時点において製品群 (ファミリー) の適合が考慮されている製品区分は以下のとおり。

- 音響/映像 (AV) 製品
- 家庭用天井扇
- 業務用保温庫
- 業務用オープン
- 業務用蒸し器
- コンピュータ
- ディスプレイ
- 一体型 LED 電球
- 画像機器
- 家庭用食器洗浄機
- 家庭用冷蔵庫および冷凍庫
- コンピュータサーバー

- 半導体照明器具
- 家庭用換気扇
- 家庭用温水器

他の製品区分すなわちすべての第三者認証製品群（ファミリー）については、製造事業者は、既に適合にした製品群（ファミリー）に新規モデルを追加するために、EPA 承認認証機関と取り組まなければならない。

52. Q: **自社製品がブランド名を除いて他社製品と同一であり(例:製品Xは、OEM 製品である製品 Y の自社ブランド版)、製品 Y については適合、検証、あるいは申し立てによる試験や設計変更が行われる場合、製品 Y の試験結果に基づき、製品 X の適合、再認証、あるいは認証の取り消しを行うことは可能か。**
- A: はい。両方の事業者が、認証を取得するために当該製品を同一の CB を通じて届出し、その CB が、両方の製品を同一として認めることに同意する場合、この CB の同意のもと、1 つの報告書によって、その報告書が示す当該製品に対する試験要件を満たすことができる。
53. Q: **パートナーは、製品が引き続き ENERGY STAR 要件を満たす場合でも、製品の更新情報を提供する必要があるか。**
- A: 2011 年 1 月 1 日以降、パートナーは、認証された自社製品のエネルギー性能に影響する変更については、当該製品が引き続き ENERGY STAR 要件を満たすとしても、CB に通知しなければならない。CB は、追加試験データが必要かどうかを判断する。